

第 5 期介護保険料の見通しについて

＝平成 2 3 年度第 8 回久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

平成 2 4 年 1 月 2 5 日

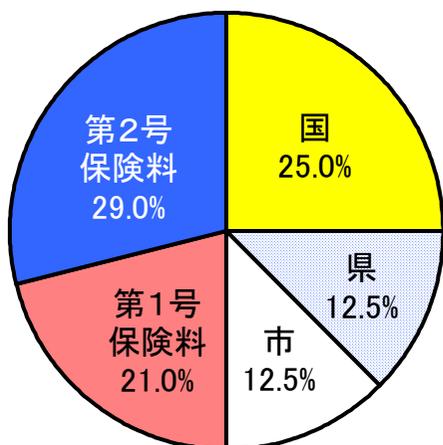
健康福祉部 介護保険課・長寿支援課

I. 介護保険料決定への基本的考え方、ポイント等

1. 介護保険料（第1号被保険者保険料）決定の仕組み

- 原則として介護給付費の21%の額が保険料としての必要額となる。（第4期では20%）
- この必要額に保険料収納額を加味した上で、第1号被保険者数で割った額が保険料基準額となり、個人毎の保険料は基準額をベースに所得に応じて決まる。
- 保険料は計画期間中（3年間）は変更されない。

保険給付費に係る財源内訳



- 保険給付費のうち、50%の公費負担（国・県・市）は4期と変わらないが、第1号被保険者負担割合が、20%⇒21%、第2号被保険者負担割合が30%⇒29%に変更される。
これは、人口の構成割合が変わったことに対応したもので、高齢者により多くの負担を求めたものではない。

- 施設等サービスについては、国20%、県17.5%である。

2. 介護給付費の見通し

(1) 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加

	第3期計画期間	第4期計画期間	第5期計画期間	4期－3期		5期－4期	
	平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度	増加数	増加率	5期－4期	増加率
第1号被保険者数	61,985人	65,614人	70,862人	3,629人	105.9%	5,248人	108.0%
要介護認定者数	11,041人	11,895人	13,349人	854人	107.7%	1,454人	112.2%

※各計画期間中の3年間の平均人数（10月数値による）。第4期、第5期は見込み数。

※要介護認定者数は第1号被保険者にかかる数。

(2) 介護報酬の改定

平成24年度介護報酬改定については、国より平成23年12月21日に、1.2%（うち在宅分1.0%、施設分0.2%）の引上げとすることが示されている。

(3) 保険給付費の見込

以上の点を踏まえて、施設整備量等を考慮し推計した現時点での第5期計画期間中の保険給付費見込額は次のとおり。

	第3期計画期間	第4期計画期間	第5期計画期間	4期－3期		5期－4期	
	平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度	増加額	増加率	増加額	増加率
保険給付費	48,545百万円	55,344百万円	67,976百万円	6,799百万円	114.0%	12,632百万円	122.8%

※第4期、第5期は見込額。

●保険料段階設定についての基準(法施行令等)

世帯全員が市民税非課税			市民税課税の人がいる世帯		
			本人が市民税非課税	本人が市民税課税	
				1.25	1.5
			基準額(1.0)		
0.5 生保受給者及び 老齢福祉年金の 受給者	0.5 年金収入等 80万円以下	0.75 年金収入等 80万円超	課税世帯で、 本人が市民税非課税	合計所得金額が200万円未満	合計所得金額が200万円以上
1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階

基準所得金額 200万円

- * 市町村は必要がある場合には、市民税本人課税層の区分を3段階以上とし、全段階で7段階以上とすることが出来る。
このとき、市町村は基準額に乗じる割合を第1・第2段階と第3段階では0.5と0.75を標準とし、5段階以上では1を超えて定めることとされている。
- * 市町村は国が定める基準所得金額によることが不適当と認める場合には、変更が可能。
- * 市町村は必要がある場合には、保険料基準額に乗ずる率の変更が可能。

●第4期(H21年度～23年度)の久留米市の保険料段階区分

世帯全員が市民税非課税			市民税課税の人がいる世帯					
			本人が市民税非課税		本人が市民税課税			
			0.88	基準額(1.0)	1.13	1.25	1.5	1.75
			0.75					
0.5 生保受給者及び 老齢福祉年金の 受給者	0.5 年金収入等 80万円以下	0.75 年金収入等 80万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得 125万円未満	合計所得 125万円～ 200万円未満	合計所得 200万円～ 500万円未満	合計所得 500万円以上
1段階	2段階	3段階	4段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階

(特例割合)

5期から分割可能に

4期のみとされていたのが、5期での継続も可能に

第5期からは基準所得金額 190万円

3. 第5期の介護保険料と段階設定のポイント

(1) 第5期介護保険料段階設定等に関する国の考え方

保険給付費の増加に伴い保険料負担も増加している中、安定的な制度運営のため、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料賦課が必要との見地から、以下の方針が示され介護保険法施行令等の改正が行われた。

- ① 第5期より保険者の判断により、第3段階の細分化を可能とする。
- ② 第4期のみ措置とされていた第4段階（基準段階）の特例割合が第5期においても継続可能とする。
- ③ 保険料上昇緩和のための財政安定化基金の取り崩し。

※財政安定化基金・・・都道府県に設置されており、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出し、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付されるもの。

(2) 本市における第5期介護保険料段階設定等について

①保険料段階設定について

本市においても低所得者への配慮を行いつつ、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた保険料段階設定といたしたい。

②財政安定化基金の取り崩し

福岡県は財政安定化基金を取り崩し、その3分の1に相当する額を市町村に交付することとなっており、本市に交付が予定されている約8,800万円を保険料上昇抑制に充当する。

③介護給付費準備基金について

また、第4期までの保険料剰余金（介護給付費準備基金）が約10億円程度見込まれるが、必要最小限を残して取り崩し、第5期の保険料上昇抑制に活用したい。

④第1号被保険者にかかる保険料基準額の見込

保険給付費見込額や介護給付費準備基金の取崩し可能額等が現時点では未定のため確定には到っていないが、月額で約5,500円程度となる見込。

Ⅱ. 第5期における保険料段階設定（案）

	市民税が【非課税の世帯】				市民税が【課税の世帯】									
					本人は市民税非課税	本人が市民税課税								
第4期 (平成21～23年度)			第3段階	第4段階 (特例割合)	【基準額】 第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階					
	負担割合	0.5	0.5	0.75	0.88	1.0	1.13	1.25	1.50	1.75				
	保険料【月額】	2,360	2,360	3,540	4,154	4,720	5,334	5,900	7,080	8,260				
	保険料【年額】	28,320	28,320	42,480	49,844	56,640	64,004	70,800	84,960	99,120				
所得等区分	生保受給者 及び老齢福 祉年金受給	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得 125万円未満	合計所得 125万円～ 200万円未満	合計所得 200万円～ 500万円未満	合計所得 500万円以上					
第5期【案】 (平成24～26年度)			年金収入等 80万円～ 120万円	年金収入等 120万円超				200万円～ 300万円	300万円～ 400万円	400万円～ 500万円	500万円～ 600万円	600万円 以上		
		第1段階	第2段階	第3段階 (特例割合)	第3段階	第4段階 (特例割合)	【基準額】 第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
	負担割合	0.5	0.5	0.65	0.75	0.88	1.0	1.13	1.25	1.50	1.60	1.70	1.85	2.0
	保険料【月額】	2,750	2,750	3,575	4,125	4,840	5,500	6,215	6,875	8,250	8,800	9,350	10,175	11,000
	上昇額【月額】	390	390	35	585	686	780	881	975	1,170	1,720	2,270	1,915	2,740
	保険料≪年額≫	33,000	33,000	42,900	49,500	58,080	66,000	74,580	82,500	99,000	105,600	112,200	122,100	132,000
	上昇額≪年額≫	4,680	4,680	420	7,020	8,236	9,360	10,576	11,700	14,040	20,640	27,240	22,980	32,880

★第5期【案】は、基準額を仮に5,500円とした場合の数値。

※第3段階を分割し、非課税世帯で年金収入等120万円以下の人の負担を軽減。

※第4段階の特例割合を継続。

※第7、第8段階を100万円単位で11段階まで多段階化し、負担割合の最高段階を1.75倍から2倍に。